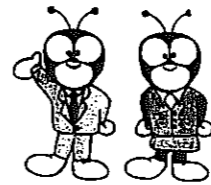


みんなのねんきんです

# 国民年金

国民年金は、皆さんの老後の所得保障のほか、病気・ケガによる障害や死亡時に残された家族に対して、保障を行うことを目的とした国の制度です。万一に備え、二十歳になったら必ず加入し、保険料を納付しましょう。保険料の納付は、世帯間の助け合い、国民が社会連帯の中で果たす大切な義務です。

こんなときは必ず届け出を



- 二十歳になったとき
  - 会社に勤めたとき
  - 結婚して会社員などの配偶者になったとき
  - 夫の扶養から外れたとき
  - 夫が転職したとき
  - 六十歳前に会社を退職したとき
- ※手続きには印鑑や年金手帳、添付書類が必要です。窓口で確認してください

国民年金にはこころみ合付があります

## 老齢基礎年金

六十五歳になると受給できます。六十歳からでも受給できますが、減額されます。

## 障害基礎年金

病気やケガをして障害が残ったときに支給されます。一定期間保険料を納めているなどの要件を満たしていれば、障害の程度に応じて障害基礎年金が受けられます。

## 遺族基礎年金

被保険者または老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したときに、十八歳未満の子のある妻または子に支給されます。

## 寡婦年金

老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合、十年以上婚姻関係があった妻に、六十歳から六十五歳までの間支給されます。

年金に関する問い合わせは  
市民生活課年金係 ☎373・2111  
☎223・224

## 保険料

定額保険料(平成13年4月から)  
1カ月113、300円  
定額保険料十付加保険料  
1カ月113、700円

国民年金保険料を納められないときは申請を

保険料を納めることが困難になったら:

## 申請免除

病気やケガ、失業、営業不振などで収入がないときは、国民年金の保険料の免除制度があなたの国民年金の加入期間を守ります。保険料の未納は将来年金の受給を困難にします。国民年金を未納にする期間が足りず、老齢基礎年金を受給できなくなったり、病気やケガで、障害が残ったとき障害基礎年金を受給するための納付要件を満たさず受給することができなくなったりします。

必要なもの: 印鑑

学生の皆さん、手続きはお済みですか

## 学生納付特例制度

今年4月から学生になった人や、

昨年、学生納付特例制度の承認を受けて、今年も在学中の人(在学期間は毎年申請が必要)は申請してください。学生納付特例期間中に発生した病気やケガで障害が残ったときでも受給資格があれば、障害基礎年金が支給されます。対象者: 夜間・通信制を除く大学・短期大学・専門学校などの学生  
必要なもの: 学生証のコピー、印鑑

追納ができません  
申請免除と  
学生納付特例制度

免除を受けてから十年間の範囲で収入が得られたときは忘れずに追納し、満額の老齢基礎年金の受給を確保しましょう。

●申請免除  
免除期間の三分の一が年金額に反映されます。追納がない場合は受給資格期間になります。追納する場合は、追納されません(追納する場合、当時の保険料に計算が付く場合もあります)。

●学生納付特例制度  
・受給資格期間に入ります  
・十年間の範囲で追納することができます

## 年金手帳は大切に



基礎年金番号はあなたのこれまでと、これからを記録します。

国民年金の納付は  
便利で確実な  
口座振替がおすすめ

現在、口座振替で保険料を納付している人はもう一度確認してください  
四月前納(四月から翌年の三月までの一年前納)を希望されれば、割引納付もあります。  
平成十四年度四月からの前納の申し込みは、いつでもできます。あなたの預金口座のある金融機関に申し込んでください。  
手続きに必要なもの  
・預金通帳  
・預金通帳届出印

## 遺族基礎年金の計算



妻が受ける遺族基礎年金の額

	基本額	加算額	合計
子が1人いる妻	804,200円	231,400円	1,035,600円
子が2人いる妻	804,200円	462,800円	1,267,000円
子が3人いる妻	804,200円	539,900円	1,344,100円

子が受ける遺族基礎年金の額

	基本額	加算額	合計	1人当たり
1人のとき	804,200円	-	804,200円	804,200円
2人のとき	804,200円	231,400円	1,035,600円	517,800円
3人のとき	804,200円	308,500円	1,112,700円	370,900円

※4人以上のときは、3人の額に1人につき、77,100円を加算した額を人数で割った額

## 老齢基礎年金の計算



40年間保険料を納めた人

$$804,200円 \times \frac{40年 \times 12カ月}{40年 \times 12カ月} = 804,200円$$

(満額)

25年間保険料を納めた人(15年間未納)

$$804,200円 \times \frac{25年 \times 12カ月}{40年 \times 12カ月} = 502,600円$$

納付期間と免除期間のある人  
(25年間納付+15年間免除)

$$804,200円 \times \frac{(25年 \times 12カ月) + (15年 \times 12カ月 \times \frac{1}{3})}{40年 \times 12カ月} = 603,200円$$

## 障害基礎年金の計算



- 1級障害..... 1,005,300円
- 2級障害..... 804,200円

初診日の前日までに、初診日の月の前々月までの全加入期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間、学生納付特例期間を合わせた期間が3分の2以上あること

## 寡婦年金の計算

夫の老齢基礎年金額の4分の3  
(1号被保険者期間360カ月の場合)

$$804,200円 \times \frac{30年 \times 12カ月}{40年 \times 12カ月} = 603,200円$$

(夫の老齢基礎年金額)

$$603,200円 \times \frac{3}{4} = 452,400円$$

## 国民年金の納付方法が変わります

平成十四年四月以降、国民年金保険料の収納事務を国が直接行います。これにより、保険料の納付は社会保険事務所から送付される納付書で納入することになります。

現在、口座振替をしている人は、引き続きご利用いただけます。

※そのほかの変更や、変更後の詳しい内容は、随時お知らせします。

お知らせ